

令和5年4月28日

保護者 各位

北海道奥尻高等学校長 千葉 健 史

5月8日以降の新型コロナウイルス感染症5類移行に伴う対応について

新緑の候 保護者の皆様におかれましては、日頃から本校の教育活動ならびに新型コロナウイルス感染症対策にご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、すでに報道等によりご承知のことと思いますが、令和5年5月8日（月）以降は新型コロナウイルス感染症についての感染法上の位置づけが、季節性インフルエンザと同じ5類に引き下げることとなりました。このことについて、改めて文部科学省及び北海道教育委員会から標記のことについての通知がありました。

つきましては、5月8日（月）以降の本校においても次のとおり対応いたしますので、重ねてご理解、ご協力をお願いいたします。

なお、本件についての問合せは、教頭（01397-2-2354）までお願いいたします。

記

## 1 「出席停止」の取り扱いについて

### (1) 「出席停止」の扱いとなる場合

#### ア 新型コロナウイルス感染症に感染した場合

期間については、「発症から後5日を経過し、かつ症状軽快した後1日を経過するまで」とする。

#### イ 基礎疾患があるといった合理的な理由がある場合

#### ウ 感染不安を理由とする場合

保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった児童生徒について、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいる事情があつて、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断した場合。

### (2) 「出席停止」の扱いとならない場合

#### ア いわゆる「風邪」症状がある場合

(ア) 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状ある場合には、自宅で休養することを推奨する。

(イ) 軽微な症状があることを以て、登校を一律に制限することは行わないこととする。

#### イ 新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない場合

従前の濃厚接触者として特定された者は、直ちに出席停止の対象とはならない。

(ア) 同居家族が新型コロナウイルス感染症に感染した生徒

(イ) 学校で新型コロナウイルス感染症の患者と接触があつた児童生徒等のうち、感染対策を行わずに飲食を共にした者

## 2 学校における感染対策等について

(1) 感染リスクの比較的高い学習活動等は、十分な換気を行いながら実施する。

(2) 引き続き、手洗い、手指消毒、十分な換気などを心掛けた教育活動を実施する。

(3) 他者に飛沫を飛ばさないよう咳エチケットを行うよう指導する。

(4) 各自で体温の確認など行い、体調の変化を適切に把握し自己管理に努めることとする。

なお、学校が行う毎朝の体温の確認は行わない。

(5) 感染が流行している場合などでは、「感染リスクが比較的高い学習活動」の実施に当たっては、対策を講じることとする。

ア 「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること

イ 児童生徒等の間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること 等

(6) マスクの着用について

ア 引き続き、マスクの着用を求めないことを基本とするが、混雑した乗り物に乗車する場合や医療機関に行く場合は、着用を推奨する。

イ 新型コロナウイルス感染症の発症から10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨する。

3 濃厚接触者の取扱いについて

(1) 令和5年5月8日(月)以降、濃厚接触者としての特定は行わないこととする。

(2) 従前の濃厚接触者として特定された者については、今後は行動制限やその協力要請は行わないこととする。

4 その他

(1) 学習機会の確保について

感染等で出席停止となった場合は、学習機会の確保を目的にオンライン授業等を実施する。

(2) マスクの着脱による差別・偏見等の防止について

引き続き、マスクを外せない人の気持ちやお互いに思いやりの気持ちを持てるように理解させるとともに、マスク着用の有無による差別・偏見等が生じないように指導していくこととする。